

石商観第144号
令和元年6月12日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田直範様

石狩市長 田岡克介



令和元年度プレミアム付商品券発行事務に伴う市民税課税データの
利用及び提供について（諮問）

プレミアム付商品券事業は、消費税・地方消費税率の10%への引上げが低所得者・子育て世帯（0～3歳未満）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施するものです。

非課税者に対するプレミアム付商品券の発行にあたっては、あらかじめ給付対象者リストを作成し給付対象者へ申請書を送付することにより、申請者の利便性に配慮し、かつ事務的にも効率的に手続きを進められるものであり、円滑な事業実施が可能になると考えております。

のことから、本給付事務の実施にあたり、給付対象者を抽出するために市民税課税データの利用が必要であるため、課税データの目的外利用及び提供に関し、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき、貴審査会に諮問します。

記

1 個人情報内容

① 対象者

市町村民税（均等割）が課税されていない者

② 情報内容

- ・住基番号
- ・市町村均等割額
- ・市町村均等割減免額
- ・扶養該当人数
- ・配偶者特別控除額
- ・合計所得金額

（財政部税務課・企画経済部商工労働観光課）

令和元年 6月 12 日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範



令和元年 6月 12 日付け石商観第 144 号をもって諮問のありました、「令和元年度プレミアム付商品券発行事務に伴う市民税課税データの利用及び提供について」を審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。